

平成23年 4月 27日

三重県議会議長 三谷 哲央 様

氏 名 村林 聡



平成22年度政務調査費に係る収支報告について

三重県政務調査費の交付に関する条例第10条第1項（第3項）の規定により、
別紙のとおり22年度政務調査費収支報告書を提出します。

平成22年度調査研究活動の実施概要報告書

会派（議員）名 村林 聡

調査研究活動の主な内容、成果等

本年度も昨年度に引き続いて事務所を開いています。事務所とは地域の声を受ける拠点、政務調査研究の拠点です。議会改革によって、年2回の会期制となり議会活動については充実しているところですが、反面それによって私自身が事務所内に常駐することは益々難しくなっているのが現状です。そこで引き続き職員を雇用し、それらの業務をサポートして頂いていますが、その重要性は昨年度に比して増えています。また書籍や、その他資料等を購入し、その事務所機能と合わせて、調査研究活動に役立てています。

事務所内での仕事のほか、地域との連絡や情報収集の必要もあり、職員の定数として2人は必要だと考えています。適当な人材を得られず年度前半は1人でまわしておりましたが、人を得られたために年度後半は2人でまわすことができました。なお、事務所の繁忙期には3人以上雇用することもありましたが、それらの人件費については政務調査費からは支出しておりません。

本年度は県政広報紙を3回にわたって発行しました。度会郡地域の世帯数に合わせて約2万部印刷し、新聞折り込みにて配布しました。広報紙の内容は別添の通りであります。昨年度同様、本会議や委員会での活動をまとめました。また、地域の声を受け取る、広聴の仕組みを重視して作成しています。実際にFAXやお手紙が届いているところです。

以上です。

平成22年度 政務調査費収支報告書

1 収入

氏名 村林 聡

政務調査費 2,160,000 円

2 支出

(単位:円)

項 目		内 容	額	備 考
調査研究費	0	旅 費	0	
		需用費	0	
		委託料	0	
		負担金	0	
		その他		
研 修 費	0	旅 費	0	
		報 賞 費	0	
		需用費	0	
		使用料	0	
		負担金	0	
		その他	0	
会 議 費	0	旅 費	0	
		需用費	0	
		使用料	0	
		その他	0	
資料作成費	0	需用費	0	
		手数料	0	
		その他	0	
資料購入費	57,140	図書購入費	5,000	
		その他資料購入費	52,140	
広 報 費	449,993	旅 費	0	
		需用費	332,033	
		通信運搬費	117,960	
		その他		
事 務 所 費	150,000	賃 借 料	150,000	
		管理運営費	0	
		その他	0	
事 務 費	31,338	需用費	0	
		通信運搬費	31,338	
		その他		
人 件 費	490,000	職員の給料、手当、 社会保険料、賞金等	490,000	
合 計	1,178,471			

3 残余

981,529 円

24000003

資料購入費

証收領

紙印入収

村林さとし事務所

様

¥5,000.-

22年10月15日

〔内訳〕上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

〔内訳〕上記のとおり領収いたしました。金額には消費税及び地方消費税が含まれております。

[illegible]

※ 本証に、領収証番号及び取扱者印のないときは、その責を負いません。

平成22年4月分新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	072,900	産	全	072,950
朝日新聞				
毎日新聞				
伊勢新聞	072,840			
日本経済新聞				
中日スポーツ				
新聞朝夕刊				
合計				¥8690-

川口新聞店

南勢町五ヶ所浦
☎66-0406

上記金額の5割に相当する ¥345 を政務調査費から支出。

平成22年5月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	02,900	産全	02,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	02,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝タ刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成22年6月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成 22年 7 月分 新聞代領収書

村林さとし 事務所 様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産 全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥8,690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成22年 8 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	072,900	産 全	072,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	072,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
・新聞朝夕刊			
合計			¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥345を政務調査費から支出。

平成 22 年 9 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産 全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計			¥8,690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成22年10月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇¥2,900	産全	〇¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	〇¥2,800		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥8345を政務調査費から支出。

平成 22 年 11 月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する ¥4345 を 政務調査費 から 支出。

平成22年12月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇/2,900	産 全	〇/2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	〇/2,800		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝タ刊			
合計			¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成23年 1月分 新聞代領収書

村林ざとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	産 生	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞		備考	
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
合計 ¥8690-			

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成23年 2月分 新聞代領収書

村林さとし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	〇¥2,900	産全	〇¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	〇¥2,880		
日本経済新聞			
中日スポーツ			
新聞朝夕刊			
		合計	¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 ☎66-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

平成23年 3月分 新聞代領収書

村林とし事務所様

郵便局、漁協、農協振替も取り扱っております。

中日新聞	¥2,900	全	¥2,950
朝日新聞			
毎日新聞			
伊勢新聞	¥2,840		
日本経済新聞			
中日スポーツ新聞朝夕刊			
合計			¥8690-

川口新聞店 南勢町五ヶ所浦 666-0406

上記金額の5割に相当する¥4345を政務調査費から支出。

廣 報 費

領 収 証

No.

村林さとし事務所様

2022年 7月 / 日

¥ 73,130-

但し昇政レポート印刷・新聞折込代の8割と
上記金額正に領収致しました 6/2分



現金	✓
内 小切手	
訳	

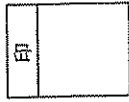
磯 野 昌

磯 野 昌

〒516-0111

三重県度会郡南勢町内潮181

TEL 0599-66-1567



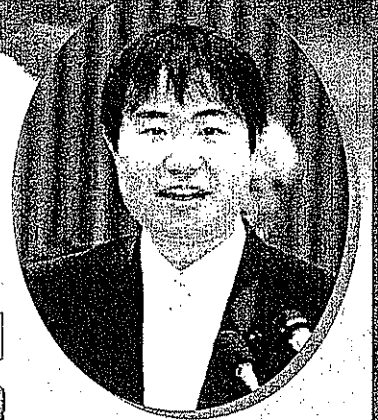
全3本の金額の 91413円のうち
8割にあたる 73130円を政務調査費から支出。

三重県議会議員
自民みらい

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



写真提供：伊勢新聞社

2010年6月号



地域主権調査特別委員会
副委員長に就任しました

副委員長になりました

いつもありがとうございます。県議会議員をさせて頂いています、村林さとしです。

この5月には役職の改選があり、私は健康福祉病院常任委員会の副委員長となりました。県立志摩病院に関する委員会であり、重責に身が引き締まります。

また、地域主権調査特別委員会の副委員長にも就任しました。副委員長職を2つも拝命するという大仕事ではありますが、頑張ります。

一般質問をします

本会議場で一般質問をします。

6月16日(水)午後1時から2時まで(三重テレビ放送で生中継の予定です。)

この6月16日水曜日、午後1時から2時までの1時間、一般質問をさせて頂けることになりました。三重テレビで生放送されますので、よろしければご覧ください。問題意識として私は、「救急車の目標到着時間を定めるべきだ」、と考えています。目標時間を定めることで、それ以内に到着できない地域は「救急の弱い地域」なのだ、ということをハッキリさせるためです。そして弱い地域には支援が必要だ、と求めています。皆さん、これからも色々教えてください、よろしくお願いします。

24000020

トピックス

森本繁史議員が 副議長になりました



副議長立候補者演説会の様子

発行
編集

村林さとし事務所
村林さとし後援会

〒516-0101 度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067 FAX:0599-67-0068

領 収 証

No. _____

金額 7185240

但 東映クレジット(株) 新堀建設代の分割(6月8日分)
 2022年 7 月 14 日 上記正に領収いたしました

内 訳
 振込金額
 消費税額(%)

三重県伊勢市下
 株式会社クレ
 代表取締役 北 廣

領収証 No.5

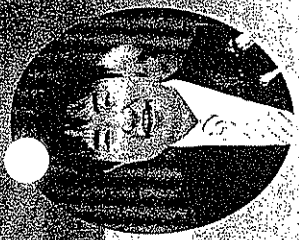
全体の金額の 231550円のうち

8割にあたる 185240円を政務調査費から支出。

村林さとし

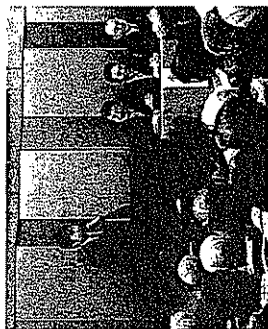
県政かわら版

県政レポート



写真提供：伊勢新聞社

いつもありがとうございます。県議会議員をさせて頂いています。村林さとしです。今回はチリ地震で起きた津波被害についてご報告したいと思います。海で起きたお話ですが、海・山・川・平野部、どこで災害が起きようとも一生懸命頑張りますので、ひとつの例だと思って読んでお読み下さい。それでは順を追って話していきますね。

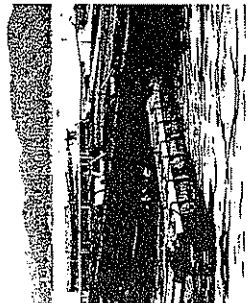


▲どこでも討論会

被害の様子を確認する

この津波が襲ってきたのは2月28日のことでした。それほど高い津波ではなかったわけですが、局地的に渦を巻くなど非常に強い流れの力で、養殖筏や定置網、アオサなどが被害を受けました。

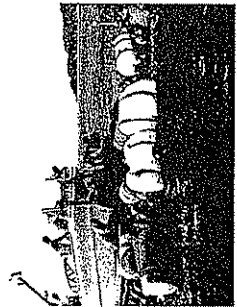
翌日それらの知らせを受けて、三ツ矢のりお代議士の秘書さんと共に漁船に乗せてもらって被害か所を見てまわりました。



▲津波被害 磯浦 筏同士が乗り上げている

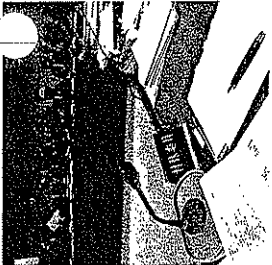


▲津波被害 磯浦 マダイへい死の様子



▲津波被害 磯浦 定置網復旧作業の様子

▲谷垣総裁と総裁室にて



▲防波堤水害工事常任委員会
副委員長を務めました

支援のために動く

3月2日には、現場写真付きの報告書を三重県の農水商工部、それに自民みらい会派の県議会議員全員に提出し、支援を要請しました。農水商工部内では、その報告書のことを「村林レポート」と呼んでいました。

だんだんと被害額が判明していき、三重県内の被害総額が2億4千万円以上、そのうち南伊勢町だけで1億8千万円以上、という惨状でした。

緊急現地調査団

3月7日。自民党県連および自民みらい会派から「津波被害に関する緊急現地調査団」を編成。三ツ矢のりお県連会長ほか、県議会議員も7名集まりました。三重県からは、農水商工部水産資源室長、伊勢農林水産商工環境事務所所長など。それに小山巧・南伊勢町長、清水清三・三重外湾漁協組合長ほか被害を受けた方々などが出席され、状況報告や支援策について話し合いました。

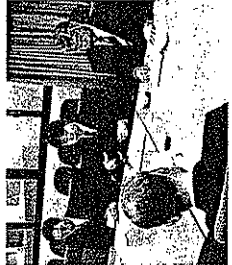


▲津波被害に関する緊急現地調査

知事要望

3月9日。知事要望。自民党県連の幹事長や自民みらい会派長らと共に私も出席して知事に直接、現場の様子や被害の状況を訴えました。

その後、結果として、被害を受けた方々への利子補給が決まり、無利子で融資が受けられることとなりました。今後、漁業振興に取り組んでいきたいと思っています。



▲津波被害知事要望 手前は知事

国道260号線 錦峠

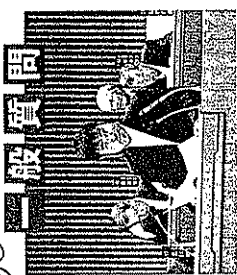
錦峠が崩落した時にも、やはり現場で聞いたことをもとに、「崩れた後に伊勢から来るのでは遠すぎるので大雨のときには大紀町役場に県職員が入るように」と伊勢建設事務所所長に掛け合いました。

これからも地域のために一生懸命頑張って参りますので、皆さん色々教えて下さい、お願いします。



「村林さとし事務所」
「村林さとし後援会」
〒516-0101 三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067
FAX:0599-67-0068

一般質問



県立志摩病院について

質問

県立志摩病院は医者さえ揃っていいれば黒字にできる病院。医者を確保するための手法は指定管理者が最もふさわしいのか。それと、県立志摩病院を地域の中核病院として維持していくという知事の強く強い言葉をいただきたい。

答弁（野呂知事）

指定管理者独自のネットワークによって医師を確保することを重要な条件としている。また、指定管理者のノウハウを活用して、志摩地域の中核病院として、機能の充実、あるいは運営面での健全化を目指している。

質問（再質問）

決意をやはりいただきたい。

答弁（野呂知事）

県立志摩病院は、指定管理者導入後も県立病院として県がしっかりとその責任を果たしてまいりたい。地域の中核病院としてしっかりとその責任を果たしてまいりたいと、こう思っている。

▲本会議場



2. 地域の生活交通の維持について

質問（1）地域の実情に合ったバス運行について

移動がもう少し少しく便利になるだけで地域の幸せがグッと上がると思っている。アドバイザーの派遣など、専門知識やノウハウを県から市町へと伝える仕組みを作るべきではないか。それと、モデル地域を作って取り組んでほしい。

答弁（小林政策部長）

市町が実施する生活交通に関する調査研究及び計画の策定を支援し、御指摘のアドバイザー派遣も新たに組み込んでいくことにしている。モデル事業は、こうした検討の中で様々な角度から協議していきたい。



▲県政懇談会の様子

質問（2）広域バス路線の維持について

市町は、大変な努力をして市内の生活路線を維持している。複数の市町間を運行する広域的なバス路線については、市町との役割分担からしても県が責任を持つべきではないか。

答弁（小林政策部長）

公共交通調査検討事業の中で、どんなふうにもこの広域路線を守っていったらいいのかという形についても議論していきたい。

3. 公共工事の入札契約制度について

質問

商売をする上で、「売り手よし、買い手よし、世間よし」という「三方よし」という理念がある。個々の商人でさえ、売れてよしだけではない「三方よし」を意識して商売をする。まして、行政の行う公共工事は買い手よしのためだけにしない。今まで「世間よし」の部分で監視されがちだったと思うが、三重県の公共工事の入札制度は「三方よし」に照らしてみてもいいか。

答弁（北川県土整備部長）

建設工事には一般競争入札を全面導入している。しかしダンピングを防止するための低入札調査基準価格と最低制限価格について引き上げを行っている。また、地域企業の育成のために、設計金額に応じた地域条件を付して地域企業への発注に配慮し、総合評価方式では下請における県内企業の施工や県産

材の使用など、地域経済に貢献度を評価している。こうした取組を進めることで、発注者である県は品質の高い社会資本を県民に提供できる。受注者である地域企業は地域の雇用確保と地域経済を支え、さらに地域貢献にもつながると考えている。

4. 獣害対策について

質問

農水商工部と環境森林部が協力して獣害対策プロジェクトをつくって頂いた。また、新たに獣害対策担当参事という役職まで置いて頂いた。感謝するとともに大変期待している。

シカやイノシシの被害管理計画では5万頭いるものを1万頭にするというが、その進捗状況はどうか。また漁業被害が出ているカワウの被害対策については。

答弁（渡邊環境森林部長）

ニホンジカの平成19年度の捕獲実績は7979頭となり、目標頭数としている7600頭を上回った。

カワウの有害捕獲の許可を迅速に出せるよう、県から市町に許可権限を移譲している。カワウのねぐらやコロニーの調査などを実施し、各府県との調査結果の共有や被害対策の普及を進めている。また、狩猟免許試験日の増やした。

▲インバーの動画を示す



質問

シカやイノシシとの交通事故について、三重大学の地域開発研究機構へ調査を委託したところ、動物との交通事故について約100件の回答が寄せられた。県民の生命・財産、本県に命にかかわるような所まで広がってきている。生態系のバランスを保つブレイキヤーが必要であると問題を提起させてもらおう。

5. 総合型地域スポーツクラブについて

質問

子どもの数が少なく、部活が成り立たない種目が出てきている。総合型地域スポーツクラブが早期に設立されるようお願いしたい。その際には学校の運動部とのすみ分けなど、それぞれの地域の実情を十分に踏まえてほしい。

答弁（向井教育長）

地域の実情に応じたクラブの設立に向け、社会教育主事を派遣している。中学のクラブ活動の中の大への出場等についても、まだまだ課題が多い。市町教育委員会とも連携を図りながら推進していきたい。

6. 県民の生活利便性の向上について

質問

車いすのマークの入った駐車スペースがある。ところが、障がいを持っていないのに、このマークを自動車に貼って駐車場にとめている方があり、それで困っているという話を聞いた。この車いすのマーク、本当は自動車に貼るものではない。それに偽物も多く出回っていて簡単に手に入る。

本来の自動車に貼るマークには、四つ葉マークがある。しかし、このマークでは、内部疾患をお持ちの方などは対象外になる。また、道路交差法の決まりなので、道路や公道ではない駐車スペースでの問題にも当てはまらない。これら二つのマークを整理するように研究してほしい。

答弁（堀本健康福祉部長）

車いすのマークは、財団法人日本障害者リハビリテーション協会がその使用の管理権限を持っている。個々の状況について、県として伝えていきたい。

※その後、補正で調査のための予算がつきました。



▲車いすマーク



▲四つ葉マーク

領収証

村林さん事務所様 No.

金額

¥ 19,162.30

但 果取レポスト印刷-新聞物止代の8割を

23年2月15日 上記正に領収いたしました

内訳	現金	小切手	手形	消費税額(%)
現金	19,162.30			
小切手				
手形				
消費税額(%)				



三重県伊勢市
株式会社クレ
代え取締役 北尾権彦

全体の金額の 239529円のうち

8割にあたる 191623円を政務調査費から支出。

村林さとし

県政レポート

県政かわら版



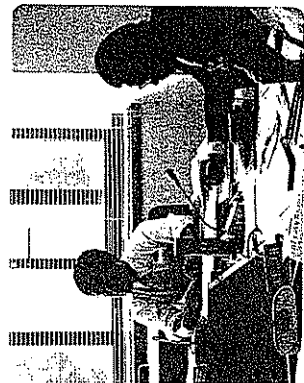
写真提供：伊勢新聞社

あけましておめでとございます。い
つもありがとうございます。どうぞ本年
もよろしくお願い致します。

昨年は、例年の通りの一般質問に加
えまして、決算総括質疑にも立たせて
頂きました。この2つについて、要約
版を掲載いたしますので、どうぞご
覧ください。所属の委員会につきましては、防災農工商常任委員会の副委員長を務め
て頂いているところです。

当選以来4年の活動の中で、私がこの地域から選ばれていることの意味と
は、私が県議会議員として果たすべき使命とは、それは「いつまでも住める地域
にする」ことだと感じました。就職・結婚・進学という当たり前のことが当
たり前にできる地域。そして年を取ってからも安心して暮らし続けられ
る地域。こういう地域にするためには、逃げずに過疎の本質へと切り込む
ことが必要です。今こそ、従来の過疎対策か
らの転換が必要なのだと信じて取り組んで参
ります。

結びに、どうぞ本年も変わらぬご指導ご
鞭撻、また皆様からの声をお気軽ににお寄せ
頂きますよう、よろしくお願い致します。



▲健康福祉病院常任委員会 副委員長

決算総括質疑

「獣害対策」に絞って

質問「獣害対策プロジェクトの成果」

私が当選してすぐ獣害対策に取り組んだときは、どこが担当なのかよくわからないような状態
だった。平成21年度には、環境森林部と農工商工
部が部局をまたいだ獣害対策プロジェクトを発足さ
せた。このプロジェクトができたことは高く評価し
たいが、その成果を聞きたい。

【答】(渡邊農工商工部長)

それぞれ関係職員がまず情報を共有し、獣害に強い集落づくりを今年度50集落を
目標に進めている。それにフォーラムとか研修会の共同開催、ニホンザルの被害防
止対策の基礎となるニホンザル保護管理方針づくりなどがプロジェクトの成果とし
て出てきている。引き続き両部で連携して、頭数管理と被害対策をあわせた総合的
な獣害対策を進めていきたい。

質問「狩猟期間の延長と特定鳥獣保護管理計画」

シカの狩猟期間の延長について検討しているが、イノシシも同じように期間を合
わせていただきたい。また、イノシシの保護管理計画も必要だと思いませんか。

【答】(辰巳環境森林部長)

シカとイノシシは、平成19年度から狩猟による捕獲数の制限を緩和している。獣
害対策プロジェクトの農業担当からも農林被害が非常に多いと聞いているので、シ
カに関しては期間延長に係る特定鳥獣保護管理計画の変更策を進めている。イノシ
シについても適正な管理を目指して計画を策定するように進めている。

質問「ニホンザルの保護管理方針」

平成21年度に、ニホンザルの保護管理方針を作ったが、
どのように活用しているか。

【答】(渡邊農工商工部長)

ニホンザルは、野生動物の中でも環境への適応能力、移
動能力が非常に高いために、地域事情に合わせて対策しな
いとうまくいかない。この管理方針を活用して、適切に捕
獲することと、地域ぐるみの追い払い、侵入防止さく設
置など、獣害に強い集落づくり事業を着実に実施してい
きたい。

【再質問】(要望)

保護管理方針を作ったのは高く評価す
るが、三重県はニホンザルの被害は全国
トップ。ニホンザルの保護管理計画の検
討を要望する。

発行：編集 「村林さとし事務所」
「村林さとし後援会」
〒516-0101 三重県桑名郡伊勢町五ヶ所浦727-4
TEL:0599-67-0067
FAX:0599-67-0068

設 置 問



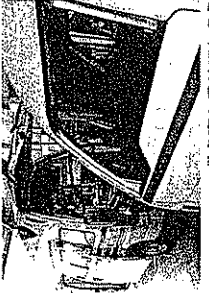
奥伊勢・南伊勢の地域格差

【質問】奥伊勢・南伊勢地域は、人口の面からみても、財政の面からみても非常に厳しい状況にあり、特別な支援が必要な地域であると思うが、県としてどのような光を当てていくのか。

【答】(野呂知事)奥伊勢・南伊勢地域は地域の活力の低下が懸念されている。今年4月に過疎対策が延長されたので、引き続き総合的な過疎対策を講じていくこととして、過疎地域自立促進方針と計画を策定している。コミュニティの維持、再生や、地域の魅力、価値を高める地域づくりの推進に向けて、県の役割を果たしていきたい。

救急車の到着目標時間

【質問】救急の問題では、病院の受入れ体制とともに、救急車が現場へ到着するまでの時間にも大きな課題がある。例えば私の住んでいるところは、どんなに救急車が順調に走っても20分はかかる。本来、救急車は何分以内で到着するべきなのか、目標時間を設定してもらえないか。



▲救急車を見せたらもう医師不足のなかで救急が大事だと考えて

【答】(東地防犯危機管理部長)救急車が通報を受けてから現場に到着するまでの時間は、平成20年で県平均7.6分だが、消防本部、地域ごとに差はある。救急搬送時間の目標設定は、各市町及び消防本部が地域の実情を踏まえて取り組むべきものであるが、県としても、その対応を含めて、迅速かつ適切な救急搬送の確保に向けて支援していきたい。

県単補助金の使われ方の見直し

【質問】三重県は、予算の使い切りをやめて、残した半分はその部局で使えるように改革した。県庁内の予算配分で行われた改革を県と市町との間にも広げ、県単補助金について、市町の創意工夫により残した経費は市町の裁量で使えるような仕組みはできないか。

【答】(植田総務部長)県単補助金は、県が特定の行政目的を達成するために交付しているもので、その補助目的以外に使うことは認められていない。市町が事業を完了し、不用となった補助金は返還していただくこととなっている。

【質問】再質問(要望)県のルールは、県が変えることができる。大事な税金を大事に使っていくために、これからも研究していただけないか。

漁業の後継者問題

【質問】三重県の漁業者で65歳以上の占める割合は47.1%で、全国平均34.2%より高齢化が進んでいる。技術の伝承も危機にさらされており、漁業の後継者問題は、今すぐ全力でやらないと手遅れになる。漁業を魅力あるものにし、担い手を増やしていくためにどのような取り組みに取り組んでいるのか。また、各漁協にその役割を果たしてもらうために、どのような支援をしていくのか。



【答】(渡邊農水商工部長)将来に希望の持てる三重県水産業の実現に向けて県、市町、関係団体が連携して取り組んでいけるように、水産業・漁村振興ビジョンを策定する。また、合併漁協の機能を十分に発揮し後継者へ支援できるよう、合併漁協の早期自立を支援し

ていく。水産業の多様化、高度化への支援などを進めながら、もうかる漁業、後継者の確保につなげていきたい。

生物多様性と獣害について

【質問】いつぐらいか獣害がひどくなってきているのか、そのところから何か変わったことはないか聞いて回っていたら、そういえば最近キツネが減ったと言う。キツネは里の生き物で、シカ、猿、イノシシにとっては子を食べる準天敵。人里においてくる障害となっていたのではないのか。であればキツネを保護することで、獣害対策になる。身近だった生き物がなくなっていくと、生態系、つまり私たちの生きている環境に大きな影響を与えるが、キツネの住める環境づくりについてどのように考えるか。

【答】(辰巳環境森林部長)かつて里山は、まきや炭などを得るために利用されて良好な環境が保たれ、様々な生物が生息する豊かな生態系を形成してきたが、里山とのかかわりが薄くなって里山は大きく変化してきた。近年、シカやイノシシの被害が増加する一方で、キツネや、タヌキの捕獲数は減少しており、その数も減少していると見込んでいる。三重県では、里地里山保全活動計画を認定する制度をつくって、県民の自主的な活動を促進、支援を行っている。獣害対策は、短期的には個体調整になるが、中長期的な観点から、キツネも住める里山づくりなどについてもよく調べていきたい。

県立博物館と県立美術館と地域について(地域まるごと博物館)

【質問】新しい県立博物館が具体的にできてきた。県立美術館も含めて、津市にあって県内全体にどう影響を広げていくのかが大事だ。県内各地の博物館と連携して、29市町それぞれ1カ所ずつぐらいは、身近な展示をしてはどうか。また、県立博物館や県立美術館へ行く機会をつくることも大事で、小中高校の教育プログラムに組み込む必要があるのではないか。

【答】(山口生活・文化部長)県立博物館や美術館の所蔵品は県民の財産なので、県内各地域で鑑賞していただく機会を提供することは重要であり、移動展示等について取組を進めていきたい。

【質問】(向井教育長)子どもたちが本物の文化を体験することは豊かな情操をはぐむ上で非常に大切。学校では、美術館を見学したり、移動展示や博物館の学芸員による出前授業を利用している。新県立博物館や美術館と連携して、積極的な利用が進むよう、市町教育委員会等と情報提供をより一層進めていきたい。

県立博物館と県立美術館と地域について(地域まるごと博物館)

【質問】都市部の子どもたちが農山漁村に触れる機会を持つことは非常に大切。自分たちの食べているものが、どういった生活や文化の営みの中で生産されているのか、それを理解するのも非常に意味がある。子どもたちの発達段階に応じて、農山漁村を丸ごと体験できるように取り組み、受入れ側の農山漁村のほうにも、プログラムの開発やインストラクターの養成が必要だと思いませんか。

【答】(渡邊農水商工部長)農山漁村の受入れ体制については、インストラクター養成、長期宿泊体験モデル地区の整備や、様々な体験ができる施設整備を支援しているし、21年度からは人材の育成を進めている。今後も、こうした取組を引き続いて行い、受け入れ体制の充実にも努めていきたい。

【質問】再質問(要望)教育の分野でも取り組み、送り出し側の教育委員会と受け手側の農水商工と連携して取り組んでほしい。

事務所費

質貸借契約書

くまの灘漁業協同組合（以下「甲」という。）と村林よし復援会（以下「乙」という。）との間において、くまの灘漁業協同組合が所有する五ヶ所浦支部旧購買店舗（以下「店舗」という。）に関し、以下のとおり質貸借契約を締結する。

（使用目的）

第1条 甲は店舗を乙に質貸し、乙はこれを賃借し、事務所として使用するものとする。

（質貸借期間）

第2条 質貸借期間は、平成19年6月15日から平成20年6月14日まで1年間とする。ただし、期間満了の3ヶ月前までに甲乙双方から何ら申し出がない場合は、この契約は1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（賃料）

第3条 賃料は1ヶ月金50,000円とし、乙は毎月末日までに現金又は甲指定の金融機関に振り込み支払するものとする。

（契約の解除）

第4条 本契約の解除については、甲乙3ヶ月前までに申し出るものとする。

2 乙が、本契約に違反したときは、甲は、事前の催告なくして、この契約を解除することができる。

（転貸等禁止）

第5条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得ることなく、この契約によって取得した権利を第三者に譲渡し、又は、本店舗を第三者に転貸してはならない。

（毀損・滅失に対する責任）

第6条 乙又はその関係人がその責に帰すべき事由により店舗建物並びに設備器具等を滅失又は毀損したときは、補填又は修理し、その費用並びに損害金は乙の負担とし、甲の指定した日までに弁償しなければならない。

（費用負担）

第7条 乙は、電話・ガスについては、直接関連会社と使用契約を締結するものとするが、電気・水道料金については、甲が相当と判断する基準をもってそ

の負担配分を行う。

（駐車場）

第8条 甲は、店舗に隣接する駐車場に乙の使用分として3台分を用意するものとする。また、駐車料金については、賃料の中に含まれるものとする。

（善管注意義務）

第9条 乙は質貸借物件を善良なる管理者の注意義務をもって使用するものとする。

（その他）

第10条 甲及び乙は、この契約各条項を誠実に履行するものとし、この契約に定めなき事項又は疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議解決するものとする。

本契約を証するため本書2通を作成し、各自記名押印のうえ1通を保有する。

平成19年6月18日

甲（質貸者）

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地

くまの灘漁業協同組合

代表理事組合長

清水



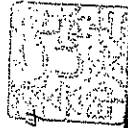
乙（賃借者）

三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦727-4

村林よし復援会

会計責任者

河口 彰



24000028

領 収 証

22年 4月 26日

No. _____

村林さん 事務所様

金 額	千	円
75000		

但し 事務所賃貸料4月分

上記金額正に受領致しまして
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
三重県漁業協同組合
くまの灘漁業協同組合

内 訳

現金 〃

小切手 〃

2000円



〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2022年5月20日

No. _____

村林さとし事務所 様

金 額	千	円
75000	75	000

但し 事務所賃貸料 5月分

上記金額正に受領致しました

三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
三重外湾漁業協同組合
くまの瀬漁業協同組合

〒516-1308
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

内 訳
現金 〃
小切手 〃

2000

2000

係

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

22 年 6 月 25 日

No. _____

村林とし事務所 様

金 額	千	円
750000		

但し事務所賃貸料 6 月分

上記金額正に受領致しまして
三重県外湾漁業協同組合
くまの灘漁業協同組合

内 訳

現金 手

小切手 手

〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

2000円

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2022年 7 月 23 日

No. _____

村林とし事務所 様

金 額		千		円	
7	5	0	0	0	0

但し 事務所貸賃料 7 月分

上記金額正に受領致しまして
三重外湾漁業協同組合
三重県伊勢市伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

内 訳

現金 〃

小切手 〃



〒516-1308

三重県伊勢市伊勢町奈屋浦3番地

TEL (代表) 0596-72-0044

FAX (代表) 0596-72-2523

係

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支払

領 収 証

2022年 8 月 23 日

No. _____

村林さとし事務所 様

金 額				千	円
7	5	0	0	0	0

但し 貸付料 8月分

上記金額正に受領致しまして
三重県伊勢市外灘漁業協同組合
くまの灘漁業協同組合

内 訳
現金
小切手



〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523

上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

No. _____		領 収 証		22 年 9 月 27 日													
村林さとし事務所 様																	
金 額		<table border="1"> <tr> <td>7</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td colspan="5"></td> <td>円</td> </tr> </table>				7	5	0	0	0	0						円
7	5	0	0	0	0												
					円												
但し 事務所 貸貸料 9 月 分																	
上記金額正に受領致しました																	
内 訳																	
現金 予																	
小切手 予																	
																	



三 重 県 伊 勢 市 伊 勢 町 奈 屋 備 3 番 地
 〒516-1308
 TEL (代表) 0596-72-0044
 FAX (代表) 0596-72-2523

上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2022年 11 月 24 日

No. _____

村林さとし事務所 様

金 額				円
		5	0	0
		0	0	0
		0	0	0

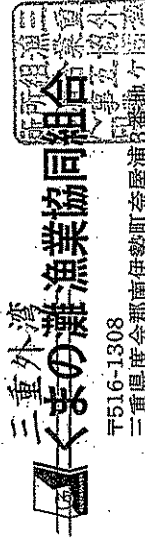
但し (1) 分 事務所 貸賃料

上記金額正に受領致しました

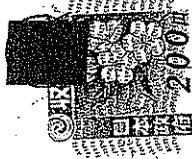
内 訳

現金 50,000

小切手



〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦8番地ケ
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

12 年 12 月 20 日

No. _____

村林さとし事務所 様

金 額	円
50000	00

但し 12月分 借貸料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手 0



三重外灘
くまの漁業協同組合
〒516-1308
三重県度会郡南伊勢町奈屋浦3番地
TEL (代表) 0596-72-0044
FAX (代表) 0596-72-2523



上記金額の2割15分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

2013 年 1 月 25 日

No. 002034

木村さとし 事務所 様

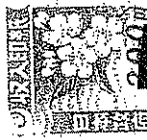
金 額		千		百		十		円	
5	0	0	0	0	0	0	0	0	0

但し 1月5日 第4号

上記金額正に受領致しました

内 訳
現金 50,000
小切手 卒

三重外湾漁業協同組合 JF



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

23 年 2 月 22 日

No. 002081

村 林 士 じ 事 務 所 様

金 額	千	百	十	円
50000	5	0	0	0

但し

29分 信 賃 料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手



三重外湾漁業協同組合



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

領 収 証

No. 002139

23年 3月 25日

村林 ことし 事務所 様

金 額	千	百	十	円
¥ 50000				

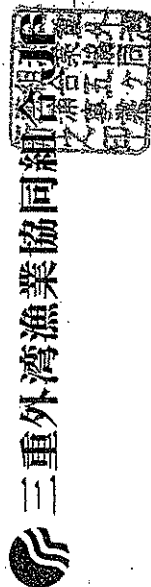
但し 3A5 僅量 料

上記金額正に受領致しました

内 訳

現金 50000

小切手



上記金額の2割5分に相当する¥12500を政務調査費から支出。

事 務 費

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 4 月 26 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 5 月 13 日発行

平 成 2 2 年 4 月 分	
領収金額 (Amount paid)	10,504 円
内 電 話 料 金 等	10,005 円
訳 消 費 税 相 当 額	499 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 1-49

上記金額の2割5分に相当する¥2626を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様さま氏名 村林さとし後援会 様

お客様さま番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 5 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 6 月 12 日発行

平成 22 年 5 月 分

領収金額 (Amount paid)	
13,132 円	
内 電話料金等	12,508 円
取 消費税相当額	624 円
金額欄 関 名 * * * * *	* * * * *
口 座 番 号 * * * * *	* * * * *
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告済
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

〒514-0003

津市 桜橋

2丁目 149



上記金額の2割15分に相当する¥3283を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式會社領收証

お審さま氏名 村林さとし後援会様

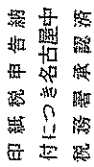
電話號碼 (0599) 67-0067

石記、金額を平成 22 年 6 月 25 日口振振替により
領収いたしました。

平成22年7月14日発行

平成22年6月分

平成 22 年 6 月分	
領収金額 (Amount paid)	10,925 円
内 電 話 料 金 等	10,405 円
内 消 費 税 相 当 額	520 円
金 庫 機 関 名	* * * * *
口 座 番 号	* * * * *
※ 表示方法の變更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお密さまは、 料 金 お 問 合 せ 先 へ ご 還 絡 ください。	



NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



西日本電信電話株式会社

三重支店

野金書問合也先 0120-159424 (無料)

T514-0003

天津市

2149



上記金額の2割5分に相当する¥2731を政務調査費から支出。

24000044

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 7 月 26 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 8 月 12 日発行

平成 22 年 7 月分	
領収金額 (Amount paid)	13,046 円
内 電話料金等	12,426 円
消費税相当額	620 円
金融機関名	*****
口座番号	*****

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客様は、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥3261を政務調査費から支出。

(Receipt)

平成22年9月13日発行

平成 22 年 8 月分

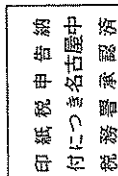
金額 (Amount paid) 9,619 円

内 訳	9,161 円
電話料金等	458 円
消費税相当額	

* * * * *

中 國 經 濟 史

※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をこの時におねがひください。



長田隆子

古今圖書集成

460-0011

名古屋市中区 大須

4T 9-60



卷之四

西日本電信電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

T514-0003

天津市 板橋

2丁目 149

上記金額の2割15分に相当する¥240万円を政務調査費から支出。

24000046

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 9 月 27 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 10 月 13 日発行

平成 22 年 9 月分	
領収金額 (Amount paid) 10,023 円	
内 電話料金等	9,546 円
消費税相当額	477 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社

三重支店
料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割15分に相当する¥2505を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証

(Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 22 年 10 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 11 月 13 日発行

平成 22 年 10 月分	
領収金額 (Amount paid)	10,268 円
内 電話料金等	9,780 円
消費税相当額	488 円
金融機関名 * * * * * 口座番号 * * * * *	

※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、
料金お問合せ先へご連絡ください。

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60



NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥2567を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客さま氏名 村林さとし後援会 様

お客さま番号 (0599)67-0067

石記、金額を平成 22 年 11 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 22 年 12 月 14 日発行

平成 22 年 11 月分	
領収金額 (Amount paid) 9,550 円	
内 電話料金等	9,096 円
取 消費税相当額	454 円
金融機関名 * * * * * * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記の金額の2割5分に相当する¥2387を政務調査費から支出。

(Receipt)

平成23年1月13日發行

平成22年12月分

10,742 P

平成 22 年 12 月分	
領収金額 (Amount paid) 10,742 円	
内	電話料金等 10,231 円
訳	消費税相当額 511 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更(表示もしくは非表示)をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

NTT西日本
名古屋支店
〒460-0000
名古屋市中区
4丁目 9-1



西日本電話株式会社

三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)

T514-0003

天津市 校標

64-2111

上記金客の2割5分に相当する¥2685を政務調査費から支出。

24000050

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 1 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 23 年 2 月 12 日発行

平成 23 年 1 月分	
領収金額 (Amount paid) 14,147 円	
内 電話料金等	13,474 円
外 消費税相当額	673 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済
NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店
料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 桜橋
2丁目 149



上記金額の2割5分に相当する3536を政務調査費から支出。

西日本電信電話株式会社領収証 (Receipt)

お客様氏名 村林さとし後援会 様

お客様番号 (0599)67-0067

右記、金額を平成 23 年 2 月 25 日口座振替により
領収いたしました。

平成 23 年 3 月 14 日発行

平成 23 年 2 月分	
領収金額 (Amount paid) 13,412 円	
内 電 話 料 金 等	12,774 円
訳 消費税相当額	638 円
金融機関名 * * * * *	
口座番号 * * * * *	
※表示方法の変更 (表示もしくは非表示) をご希望されるお客さまは、 料金お問合せ先へご連絡ください。	

印紙税申告納
付につき名古屋中
税務署承認済
NTT西日本
名古屋支店
〒460-0011
名古屋市中区 大須
4丁目 9-60

NTT西日本 | 西日本電信電話株式会社
三重支店

料金お問合せ先 0120-159424 (無料)
〒514-0003
津市 校橋
2丁目 149

上記金額の2割5分に相当する¥33550を政務調査費から支出。

人 件 費

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 2 年 1 2 月 3 日から平成 2 3 年 4 月 3 0 日まで

雇用者

村林 聡



契約者



備考

給与は月定額 1 2 0 , 0 0 0 円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 2 年 4 月 1 日から平成 2 2 年 1 1 月 3 0 日まで

雇用者

村林 聡

村林

契約者

[Redacted Signature]

備考

給与は月定額 1 2 0 , 0 0 0 円とする。

雇用契約書

この契約書は、村林聡（事務所）との雇用契約を結ぶものである。内容については以下に掲げるものであり、その項目を厳守することを必須条件とする。

勤務時間

- ① 基本的に朝 9 : 0 0 始まり、終わりの時間は仕事内容が多岐にわたるため、この時間を定めないものとするが、夕方 1 7 : 0 0 を目安にする。
- ② 勤務日は、平日・祭日に関係なく、基本的に月曜から金曜までの週 5 日間とする。
- ③ 上記時間帯に勤務できない場合は 3 日前までに雇用者に申告をする。

給与

- ① 仕事内容、時間が不規則なため、時給計算ではなく、月単位の一定金額の固定給とする。
- ② 固定給の設定は雇用者との話し合いにより定めるものとする。
- ③ 時間外勤務による給与はそのつど雇用者との話し合いで定めるものとする。

仕事内容

- ① 基本的には雇用者の動向をもとにする。
- ② 雇用者の県議会活動をサポートする。（質問等に関する資料収集、県内地域調査・公聴、県政報告の準備、行動予定表作成等々）
- ③ 事務所の管理全般。

以上

契約年月日 平成 2 2 年 1 2 月 1 日から

雇用者

村林 聡

契約者

備考

給与は月定額 1 3 0 , 0 0 0 円とする。

領収証

No. _____

木村とし事務所 様

22年 〇 月 30日

金額	¥	1	2	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

但 H22. 娯分給々

上記正に領収いたしました

内 消費税等

現金			
小切手			

※ HISAGO #778

係

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

材料さし事務所 様

22年 5月31 日

金額	¥	1	2	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---



但 H22.5月分給与
上記正に領収いたしました

内 消費税等

現金			
小切手			



TEL HISAKOO #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所 様

22年6月30日

金額	¥	1	2	0	0	0	0

内 但 H22.6月分給付
上記正に領収いたしました

消費税等

現金			
小切手			

44 45490 4778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林せし事務所 様 22年 7月 31日

金額	¥	1	2	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---

但 H22.7月分給与
上記正に領収いたしました

現金			
小切手			

係

NEA00 #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 22年8月31日

金額

¥120000

内 但 H22.8月分給与

消費税等 上記正に領収いたしました

現金

小切手

※ HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

林林とし事務所

様

22年9月30日

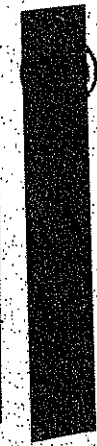
金額	¥	1	2	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---



内 但 422 9月分給与
上記正に算取いたしました

消費税等

現金				
小切手				



係

Hisago #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

小林とし事務所

様

22年10月30日

金額

¥120000

内

但 H22.10月分給与

上記正に領収いたしました

消費税等

現金

小切手

Hisago #778

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林とし事務所 様 22 年 11 月 30 日

金額

¥ 120,000

内

但 H22.11月分給与
上記正に領収いたしました

消費税等

現金			
小切手			

Hisao #78

係

上記金額の2割15分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

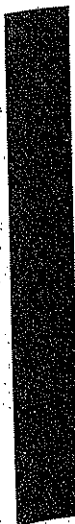
林 林 さん 事務所 様 22 年 12 月 30 日

金額	¥	1	3	0	0	0	0
----	---	---	---	---	---	---	---



但 H22 12 月分給与

内 消費税等 上記正に領収いたしました



現金					
小切手					



Hisago #778

上記金額の2割5分、相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

材料さとし事務所 様 23 年 1 月 3 日

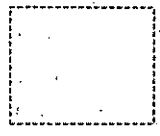
金額 ¥ 730000

内 但 H23 1 月分綜合

消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

※ H15100 #778



上記金額の2割5分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

林林とし事務所 様 23 年 2 月 28 日

金額

¥ 130,000

内

但 H23.2月分給与

消費税等

上記正に領収いたしました

現金

小切手

HISAGO #778

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さとし事務所 様 23 年 3 月 31 日

金額	¥	1	3	0	0	0	
内	但	H23 3月分給与					
消費税等		上記正に領収いたしました					

現金					
小切手					

HISAO #778

上記金額の2割15分に相当する¥32500を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さん事務所 様 22年12月30日

金額 120000

内 但 12212月分給与
消費税等 上記正に領収いたしました

現金				
小切手				

HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

村林さとし事務所 様 23年 1月31日

金額			
2	1	2	0000

内 1-123 1月分給与
上記正に領収いたしました

消費税等

現金	
小切手	

※ hisao #778

係

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No.

林 林 三 七 事 務 所 様 23 年 2 月 28 日

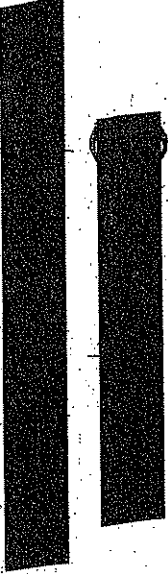
金額									
¥	1	2	0	0	0	0			

内 容 H 23 2 月 分 給 身

消費税等 上記正に領収いたしました

現金					
小切手					

44115100 #778



上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。

領収証

No. _____

村林さんし事務所 様 23年 3月 31日

金額	12	0	0	0	0
----	----	---	---	---	---

内 14 23 3月分 結末
消費税等 上記正に領収いたしました

現金	
小切手	

HISAGO #778

上記金額の2割5分に相当する¥30000を政務調査費から支出。